

令和 4 年 6 月 27 日

大気有害物質のうちダイオキシン類の測定について

排出口におけるダイオキシン類の測定については、汚染土壌処理業に関する省令(平成 21 年環境省令第 10 号) 第 5 条項第 21 号ロにおいて、汚染土壌の処理に伴ってダイオキシン類を生ずる可能性がある施設から排出されるものに限るとされています。

「汚染土壌の処理業に関するガイドライン(改訂第 4.1 版)」2.2.6(19)【98 頁】の記載により、弊社の汚染土壌処理施設の種類は、ダイオキシン類を生ずる可能性のある施設に該当しないため、大気測定のうちダイオキシン類の測定は行わないこととします。

株式会社 フルサワ
(担当：若月)